

◇国際会議報告◇

## IFRS-IC 会議（2022年11月）出席報告

みずほ証券(株) グローバル戦略部産官学連携室 上級研究員

公益社団法人日本証券アナリスト協会 企業会計部長

企業会計基準委員会 非常勤委員

IFRS 解釈指針委員会委員

熊谷 五郎

### 1. はじめに

2022年11月29日、IFRS 解釈指針委員会（IFRS Interpretations Committee、以下「IFRS-IC」という。）が開催された。9月 IFRS-IC 会議に続き、議題が少なかったため、2日間の予定が、29日のみの開催となった。6月 IFRS-IC 会議から対面開催が基本となっているが、筆者をはじめ4名がオンライン参加であった。また、IFRS-IC スタッフのリーダーであった、Patrina Buchanan氏がIASB理事に就任したため、事務局としては最後であった。Patrina氏は、IASB理事として、今後も引き続きIFRS-ICに出席する予定である。

### 2. 全体のスケジュール

2022年11月IFRS-IC会議の議題は、①暫定的アジェンダ決定1本：AP2「リースの定義—入替えの権利」（IFRS第16号「リース」）、②IASBの年次改善のために提案された事項6本：AP3A「用語法のアップデート」（IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」）、AP3B「事実上の代理人」の評価（IFRS第10号「連結財務諸表」）、AP3C「用語法のアップデート」（IFRS第9号「金融商品」）、AP3D「用語法のアップデート」（IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」）、AP3E「参照のアップデート」（IFRS第7号「金融商品：開示」）、AP3F「適用ガイダンス（IFRS第7号「金融商品：開示」）、③その他の事項2本：AP4「IFRS第15号『顧客との契約から生じる収益』の適用後レビュー」、AP5「仕掛中の作業」の9本であった。

今回は2日間の予定が、1日だけになったことから分かるように、IFRS-IC本来の審議事項は①のAP2「リースの定義—入替えの権利」（IFRS第16号「リース」）」に関する暫定的アジェンダ決定1本で、AP3A～3Fの6本およびAP4はIFRS-ICからIASBスタッフへの助言という形をとった。

### 3. 議事概要

#### ①審議会の検討を求めるアジェンダ決定：

#### AP2「リースの定義—入替えの権利」（IFRS 第 16 号「リース」）

本件は、契約がリースを含んでいるかどうかをリースの借手が評価する方法に関するもので、リースの定義に関するものであった。要望書の質問は以下の通り。

- a. 契約が複数の類似した資産の使用に関するものである場合に、契約がリースを含んでいるかどうかを評価するに際して、各資産を個別に考慮するのか又はすべての資産を一緒に考慮するのか。
- b. リースの貸手が①使用期間全体を通じて代替資産に入れ替える実質上の能力を有しているものの、②使用期間全体を通じては資産を入れ替える権利の行使により経済的に便益を得ることとならない、という具体例について、IFRS 第 16 号を適用して契約がリースを含んでいるかどうかを評価する方法。

具体的設例として、電動バスに使用されるバッテリー100 個の使用について、サプライヤーと 10 年間の契約を締結する。契約期間中にバッテリーの入替えが確実なケースが検討された。この具体例について、IFRS 第 16 号によってリースが含まれているかどうか判断できるかというのが論点である。IFRS 第 16 号は、「顧客が特定された資産の使用を支配している」という契約がリースの定義を満たすための第 1 の要件であるとしている。

入替権は実質的なものではなく特定された資産が存在すれば、リースが含まれており、入替権が実質的なものであれば、顧客が特定資産の使用を支配しているとは言えず、リースが含まれていないことになる。

IFRS-IC では、上記の具体的設例について、IFRS 第 16 号の「リースの定義」を始めとする諸原則、要求事項、ガイダンスがどのように適用されるか検討された。スタッフの分析は、この具体的設例について、IFRS 第 16 号の諸規定を適用すると入替権は実質的なものではなく、特定された資産が存在し、当該契約はリースを含んでいると判断されるというものであった。筆者自身は、この契約の経済実態はリースではなく、電池による電力供給というサービス契約に見えると、スタッフの分析結果に否定的見解を唱えた。しかし大多数の委員は、スタッフの分析に同意した。

その結果、暫定的アジェンダ決定は IFRS 第 16 号における諸原則及び要求事項は、要望書に記載された事実パターンにおいて契約がリースを含んでいるかどうかを評価するためのレベル及び特定された資産があるかどうかを企業が評価するための適切な基礎を提供しており、基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないというものであった。

## ②IASB の年次改善のために提案された事項

IASB の「年次改善」とは、いくつかの IFRS 会計基準の軽微な修正案等について、一括して一つの文書として公表するものである。それぞれが軽微であるか、狭い範囲の修正に留まるために、当該修正が相互に関連していなくても、一括したパッケージとして公表される。

AP3A～3F の 6 本について 90 分で議論したので、1 本あたり平均 15 分の審議時間しかなかったことになる。AP1 本あたり 1～3 名程度の委員より、スタッフ提案を改善するための助言がなされた。

## ③その他の事項

### AP4 「IFRS 第 15 号『顧客との契約から生じる収益』の適用後レビュー」

IFRS 第 15 号についての IASB の適用後レビュー（PIR）について、IFRS-IC メンバーより、IASB が考慮すべき事項について助言がなされた。

筆者は、「IFRS 第 15 号は、全般的に IASB の意図通りに機能しており、目的は達成している。IFRS 第 15 号、米国基準と共同で開発され、日本の収益認識基準も IFRS 第 15 号をベースに開発されたため、IFRS と米国基準、日本基準に準拠した企業の収益の比較可能性が大幅に向上したばかりでなく、収益に関する注記も充実したことにより、世界の財務諸表利用者は多大な恩恵を受けている。大幅な修正は不要であるが、IFRS 第 15 号の適用上の一貫性を改善するような軽微な追加修正であれば、むしろ歓迎したい。」との意見を表明した。

## 次回の予定

本来であれば、次回 IFRS-IC 会議は 2023 年 1 月にオンライン開催の予定であったが、アジェンダ不足のためにキャンセルとなった。その結果、今回は 2023 年 3 月 14、15 日の二日間、ロンドンにて対面開催の予定である。今回は、筆者もオンラインではなく、3 年ぶりに現地参加を予定している。